

議案第 6 1 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次の 1 項を加える。

2 町長	日出町子ども医療費の助成に関する条例（平成 1 1 年日出町条例第 1 8 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2中18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次の1項を加える。

17 町長	日出町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理 由

日出町子ども医療費の助成に関する条例に基づく事務を個人番号利用事務とするため、条例を改正したいので提出する。